

奈良県告示第三百六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年二月八日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
東吉野村三尾（〇〇三） 土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県宇陀土木事務所 及び東吉野村役場地域 振興課
東吉野村三尾（〇〇九） 土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県宇陀土木事務所 及び東吉野村役場地域 振興課
東吉野村三尾（〇一〇） 土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県宇陀土木事務所 及び東吉野村役場地域 振興課
東吉野村三尾（〇一一） 土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県宇陀土木事務所 及び東吉野村役場地域 振興課
東吉野村小（〇〇六） 土石流警戒区	次の平面図のとおり	奈良県宇陀土木事務所 及び東吉野村役場地域 振興課

東吉野村中黒（〇一四）土石流警戒 区域	次の平面図のと おり	奈良県宇陀土木事務所 及び東吉野村役場地域 振興課
東吉野村中黒（〇一五）土石流警戒 区域	次の平面図のと おり	奈良県宇陀土木事務所 及び東吉野村役場地域 振興課
東吉野村麦谷（〇〇五）土石流警戒 区域	次の平面図のと おり	奈良県宇陀土木事務所 及び東吉野村役場地域 振興課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。